

昭和六年度失業救濟國道改良工事に於ける 労働者使用状況並工事費などに就て

遠 藤 貞 一

經濟界の不況に基因して全國的に續出した多數の失業者を救濟する爲めに、政府は昭和六年度に於て事業費總額一千八百五十萬圓（此の内一百萬圓は北海道廳が執行する國道改良事業費で、内務省土木出張所が執行する國道改良事業費は、事務費八十三萬三千圓、工事費一千六百六十六萬七千圓、合計一千七百五十萬圓である）の豫算を以て國道の直營改良工事を執行したのである。（都合上北海道廳執行の分を省略せり。）

國道改良工事を起工せられた府縣は、東京、京都、大阪の三府と埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨、神奈川、福島、宮城、岩手、秋田、新潟、長野、石川、靜岡、愛知

三重、滋賀、岡山、廣島、和歌山、兵庫、愛媛、長崎、山口、福岡、熊本、鹿兒島、沖繩の二十九縣であつて、各府縣に於ける工事費の割當は其の失費狀況に應じて公平になされたものである。之等三府二十九縣の國道改良工事は、東京、横濱、仙臺、新潟、名古屋、大阪、神戸、下關の各内務省土木出張所が、その分掌區域によつて分割執行せるもので各土木出張所を通じて總數四十の國道改良事務所が新設せられて、工事の實務に當つたのである。

此の國道改良事業によつて、直接救濟せらるべき日傭勞働者の豫定總人員は約五百八十三萬人であつたが、工事完了までの總人員は、稍や六百萬人に達すべく、如何に本事

業が失業緩和に役立つたかは、第一表の労働者使用状況によつて明かに立證せらるゝところである。

第一表 昭和六年度國道改良工事勞働者使用狀況

土木所名	府・県名	紹介所等に依るもの	労働者使用人員	労力費	工事費に對する勞力費の割合
其 他	計	計	人	四百	%
東京	東京	三五、四六	二六、八四	六一、三〇	三三・三
横濱	神奈川	一一〇、〇一六	三〇、五六	一四、五〇	三三・三
仙臺	福島	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
手島城	宮城	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
川島城	岩手	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
木梨城	群馬	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
葉城	栃木	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
梨木城	茨城	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
奈川	福島	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
奈	福島	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇
計	計	一一〇、〇一六	一〇、九〇六	一〇、九〇六	一〇〇・〇

新潟
古屋

兵計 和廣岡滋大京三愛靜石長新計

歌

庫山島山賀阪都重知岡川野潟田

一八二、四六三
一八三、四七一
一八四、四八八
一八五、四九一
一八六、四九四
一八七、四九七
一八八、五〇一
一八九、五〇四
一九〇、五〇七
一九一、五〇九
一九二、五一三
一九三、五一六
一九四、五二〇
一九五、五二三
一九六、五二六
一九七、五二九
一九八、五三二
一九九、五三五
二〇〇、五三八
二〇一、五四一
二〇二、五四四
二〇三、五四七
二〇四、五五〇
二〇五、五五三
二〇六、五五六
二〇七、五五九
二〇八、五六二
二〇九、五六五
二一〇、五六八
二一〇、五七一
二一〇、五七四
二一〇、五七七
二一〇、五八〇
二一〇、五八三
二一〇、五八六
二一〇、五八九
二一〇、五九二
二一〇、五九五
二一〇、五九八
二一〇、六〇一
二一〇、六〇四
二一〇、六〇七
二一〇、六一〇
二一〇、六一三
二一〇、六一六
二一〇、六一九
二一〇、六二二
二一〇、六二五
二一〇、六二八
二一〇、六三一
二一〇、六三四
二一〇、六三七
二一〇、六四〇
二一〇、六四三
二一〇、六四六
二一〇、六四九
二一〇、六五二
二一〇、六五五
二一〇、六五八
二一〇、六六一
二一〇、六六四
二一〇、六六七
二一〇、六七〇
二一〇、六七三
二一〇、六七六
二一〇、六七九
二一〇、六八二
二一〇、六八五
二一〇、六八八
二一〇、六九一
二一〇、六九四
二一〇、六九七
二一〇、七〇〇
二一〇、七〇三
二一〇、七〇六
二一〇、七〇九
二一〇、七一二
二一〇、七一五
二一〇、七一八
二一〇、七二一
二一〇、七二四
二一〇、七二七
二一〇、七三〇
二一〇、七三三
二一〇、七三六
二一〇、七三九
二一〇、七四二
二一〇、七四五
二一〇、七四八
二一〇、七五一
二一〇、七五四
二一〇、七五七
二一〇、七六〇
二一〇、七六三
二一〇、七六六
二一〇、七六九
二一〇、七七二
二一〇、七七五
二一〇、七七八
二一〇、七八一
二一〇、七八四
二一〇、七八七
二一〇、七九〇
二一〇、七九三
二一〇、七九六
二一〇、七九九
二一〇、八〇二
二一〇、八〇五
二一〇、八〇八
二一〇、八一〇
二一〇、八一三
二一〇、八一六
二一〇、八一九
二一〇、八二二
二一〇、八二五
二一〇、八二八
二一〇、八三一
二一〇、八三四
二一〇、八三七
二一〇、八四〇
二一〇、八四三
二一〇、八四六
二一〇、八四九
二一〇、八五二
二一〇、八五五
二一〇、八五八
二一〇、八六一
二一〇、八六四
二一〇、八六七
二一〇、八七〇
二一〇、八七三
二一〇、八七六
二一〇、八七九
二一〇、八八二
二一〇、八八五
二一〇、八八八
二一〇、八九一
二一〇、八九四
二一〇、八九七
二一〇、九〇〇
二一〇、九〇三
二一〇、九〇六
二一〇、九〇九
二一〇、九一二
二一〇、九一五
二一〇、九一八
二一〇、九二一
二一〇、九二四
二一〇、九二七
二一〇、九三〇
二一〇、九三三
二一〇、九三六
二一〇、九三九
二一〇、九四二
二一〇、九四五
二一〇、九四八
二一〇、九五一
二一〇、九五四
二一〇、九五七
二一〇、九六〇
二一〇、九六三
二一〇、九六六
二一〇、九六九
二一〇、九七二
二一〇、九七五
二一〇、九七八
二一〇、九八一
二一〇、九八四
二一〇、九八七
二一〇、九九〇
二一〇、九九三
二一〇、九九六
二一〇、九九九

讐者

一、工事費ハ第五表ヲ參照セラレタシ。

一、本表ハ昭和七年十一月末現在調査ナリ。

また昨年の第六十二回臨時議會であつたと記憶して居るが『失業救濟國道改良事業は地元失業者の救濟でなく、寧ろ移動鮮人の救濟である』との質問があつたとかに聞いて居るので、事實鮮人をどの位使用したか、その使役割合は

どの位になつてゐるか、土木出張所別に掲ぐれば第一表に示す通りである。

第二表 昭和六年度國道改良工事鮮人使役狀況

揚すべきことではないが、當時の状勢から見て、また止むを得ぬ次第である。

また此の工事に使役された労働者は、事業の性質上必ず職業紹介所又は地元町村役場（職業紹介所の無い所では町村役場が取扱つたのである）に登録した者で、労働手帳の所持者に限られたのである。即ち第三表は各府縣に於ける失業者の登録状況で第四表は熟練工の登録者内訳である。

第三表 昭和六年度國道改良工事失業登錄者數

府 縣 名	熟練工	特殊人夫	不熟練工	計
東京	一、三三	一、三三	一、三三	三、九九
埼玉	一、二四	一、二四	一、二六	三、七六
群馬	一、三〇	一、三〇	一、三〇	三、九〇
茨城	一、二五	一、二五	一、二五	三、七五
栃木	一、二五	一、二五	一、二五	三、七五
千葉	一、二五	一、二五	一、二五	三、七五
東京	一、二五	一、二五	一、二五	三、七五
計	三、一〇五	三、一〇五	三、一〇五	九、一五〇

備考

本表は昭和七年十一月末現在調査なり

此の國道改良事業は今更云ふまでもなく、その根本問題が失業救済にあるのであるから、従来の工事方法とはその趣きを異にして、出來得る丈ヶ機械力を借りず、努めて人力によつたことであつて、技術者の立場から見れば餘り賞

備考

一、特殊人夫とは牛馬持人夫、牛馬車持人夫、自動車持運轉手等なり。

一、不熟練工とは普通の人夫なり。

第四表 昭和六年度國道改良工事熟練工登錄者内

次に工事費に於て設計額と精算額とをその費目別によつて比較してみれば第七表の通りである。

また延長及び面積に対する工事費の単價を比較すれば

價と、鋪裝、橋梁隧道工事等の單價調明細表である。

終りに特に書き加へて置き度いことは、此の工事に使用

精算設計
八二〇
七五四
七五

直営の道路改良工事としては全く始めてのことでもあり。

昭和六年度國道改良工事費内訳

昭和六年度失業救濟國道改良工事單價調

第七表 工事費比較

(第七表中精算額に於て豫算額より約三萬圓増加せるは事務費より流用せるに依る)

費目別	設計額		精算額	
	金額	割合	金額	割合
工費	10,366,874	六二・二	10,133,354	六一・六
用地費	2,726,723	一六・三	2,655,766	一五・九
補償費	1,366,633	七・九	1,435,998	八・六
機械費	1,000,010	六・〇	1,016,705	六・二
雜費	1,366,633	七・六	1,435,998	八・六
合計	16,667,000	100・0	16,667,000	100・0

起工當時に於て、果して年度内に竣工するや否や多少危ぶまれてゐたにも拘らず、特別の事情にある二三箇所を除いては、當初の豫定通り年度内に竣工を見たのであつて、之れは偏に工事に直接關係された職員各位が日夜克く奮勵努力せられた賜であつて、茲に深甚なる感謝と敬意とを表して擱筆するものである。

山梨縣に於ける道路愛護作業

道路に關する公共心を涵養し、道路愛護思想を普及し所謂我等の道路の感じを扶植して奉仕の美德を發揮せしめ、一面道路の維持保全に資し交通の整備を助長する目的の下

に道路愛護作業を慾憲する企ては、これまで諸府縣で實施して好成績を挙げてゐるが、山梨縣でも昨年六月これに關

する告諭、道路愛護獎勵規程、道路愛護獎勵規程に依る參加團體作業方法を左記の通り制定公布して團體の參加を慇懃し、道路の維持整備に努むることになつた。

この企ては丁度全國一齊に起興せられた時局匡救土木事業の實施期とカチ合つたためと昨年は半ヶ年間しか作業時